

令和7年4月

日本赤十字九州国際看護大学
奨学金貸与を希望される学生の皆さまへ

日本赤十字社福島県支部
事業推進課

令和7年度日本赤十字社福島県支部奨学生募集について

当支部では将来の赤十字災害救護看護師の養成も視野に入れ、大学卒業後、福島赤十字病院に就職する意思のある方を対象とした奨学金制度（返済免除規定あり）を設けており、毎年度奨学生を募集しております。

奨学金貸与を希望される場合は、下記により貸与申請書をご提出ください。奨学金貸与についてお手続き方法などご説明させていただきます。貸与の決定につきましては、必要書類をご提出いただいた後に判断させていただきます。

ご不明な点等がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

記

- | | |
|---------|---------------|
| 1. 提出書類 | 奨学金貸与申請書（様式1） |
| 2. 締め切り | 令和7年6月30日 |

【 問合せ・郵送先 】

日本赤十字社福島県支部 事業推進課

〒960-1197

福島県福島市永井川字北原田17

TEL024-545-7996 FAX 024-545-7923

日本赤十字社福島県支部奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社福島県支部長(以下「支部長」という。)が赤十字教育施設において看護師、保健師、助産師(以下「看護師等」という。)の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 本奨学金は、学校法人日本赤十字学園が設置する看護大学に在学している者で奨学金の貸与を希望し、かつ卒業後、福島赤十字病院に就業する意思がある者を貸付対象とする。

(奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者(以下「奨学生」という。)の人数は、毎年度、予算の範囲内で支部長が定める。

(奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、奨学生に決定した日の属する年度から卒業年度までとし、正規の修学期間(4年)を超えないものとする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金は年額 60 万円(月額 5 万円)を上限とし、4月及び 10 月にそれぞれ6ヶ月分ずつ貸与するものとする。

(貸与申請)

第6条 奨学金の貸与を希望する者は、奨学金貸与申請書(様式1)を支部長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 支部長は、前条の申請に基づき、面接及び書類審査等の上、奨学生を決定し、通知する。

(奨学金貸与契約)

第8条 支部長は、前条の通知後速やかに、奨学生と奨学金貸与契約書(様式2)を締結するものとする。

- 2 奨学生は、貸与契約にあたって、連帯保証人2名を立てるとともに、奨学金返済計画書(以下「返済計画書」という。)(様式3)を提出しなければならない。
- 3 連帯保証人は、本規程及び契約書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。
- 4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、うち1名は親権者、父母またはこれに代わる者とする。
- 5 第2項の返済計画書の、奨学金全額の返済が完了する期限は、原則として奨学金貸与年

数と同一年数以内とする。但し、支部長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長できる。

(口座の指定等)

第9条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、奨学金振込口座届(様式4)により支部長に届けるものとする。

- 2 奨学生は、奨学金が指定の口座に振込まれたときは、その都度、速やかに受領書(様式5)を支部長に提出するものとする。

(奨学金の返済)

第10条 奨学生は、卒業後、第8条の返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。

- 2 奨学生は、奨学金を返済するにあたって、返済予定日を明記した奨学金返済実行計画書(様式3-2)を提出し、支部長の承認を得なければならない。

(奨学金の停止、再開)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金貸与(辞退・停止・休止・再開)届(様式6)により支部長に届けるものとする。支部長は奨学金の貸与を停止し、奨学生に通知するものとする。

- (1)奨学生を辞退したとき。
- (2)自己の都合又は病気等により退学したとき。
- (3)学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4)学業途中において、奨学生としての適性を欠き、又は就学成績が著しく不良であるなど奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
- 2 奨学生は、前項の通知を受けたときは、既に貸与した奨学金を、奨学金貸与契約時に提出した返済計画書にかかわらず、別途支部長が指定する返済方法により、全額返済しなければならない。
- 3 支部長は、前項の返済方法を指定するにあたって、必要に応じあらかじめ奨学生及び連帯保証人と協議するものとする。
- 4 奨学生が、就学中に死亡した場合、支部長は奨学金貸与を停止する。この場合、既に貸与した奨学金の返済方法等については、支部長と連帯保証人が協議して定める。
- 5 奨学生が、自己の都合及び病気等により休学及び留年した場合、第1項に規定する様式6により支部長に届け出るものとし、支部長は、その期間中の奨学金を停止するものとする。ただし、復学届けの提出によって、審査のうえ再開することができる。
なお、休学及び留年の期間については、第4条に規定する修学期間に算定しないものとする。

(利子)

第12条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

- 2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第13条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、支部長は奨学金の全部又は

- 5 その他、支部長が特別の事由があると認める場合、奨学金の全部又は一部の返済を免除することができる。

(奨学金の返済免除額)

第6条 規程第13条、細則第5条における返済免除の条件において、止むを得ない事情により就業できない期間がある場合の奨学金の返済免除額は、次の通りとする。

- (1) 4年間勤務した場合若しくは4年未満であって就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額。
 - (2) 3年以上4年未満勤務した場合は、貸与総額の4分の3額
 - (3) 2年以上3年未満勤務した場合は、貸与総額の2分の1額
 - (4) 1年以上2年未満勤務した場合は、貸与総額の4分の1額
- 2 一部返済免除額が発生し、奨学金を返済する場合は、奨学金返済計画書(様式 3-2)を提出し返済免除額を控除した額を、一括して全額返済するものとする。但し、一時に返済することが困難であり、相応の理由があると認められる場合は、分割返済できるものとする。

(奨学金の返済免除申請)

第7条 第5条の条件を満たし、奨学金返済の免除を希望する者は、奨学金返済免除申請書(様式9)を支部長に提出するものとし、支部長は、返済免除の諾否を奨学生に通知するものとする。

(奨学生の進学に係る奨学金返済の猶予)

第8条 奨学生が当該赤十字看護教育施設卒業後、引き続き上級の学校へ進学した場合には、福島赤十字病院への就業を1年間猶予する。1年を超える場合の猶予については個別に対応する。

なお、進学の意味がある者は、卒業年度の7月末までに進学希望届(様式 10)を提出すること。さらに進学のため奨学金返済の猶予を申請する者は、卒業年度の3月末まで、進学による奨学金返済猶予申請書(様式 11)を提出するものとする。

(附則)

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した奨学生については、平成 8 年 2 月 1 日施行の「日本赤十字社福島県支部奨学金貸与規程 細則」(以下「旧細則」という。)による。
- 3 旧細則は、平成 20 年度以前に入学した奨学生の奨学金返還債務が全てなくなった時に廃止されるものとする。

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

一部の返済を免除することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した奨学生については、平成 8 年 2 月 1 日施行の「日本赤十字社福島県支部奨学金貸与規程」(以下「旧規程」という。)による。
- 3 旧規程は、平成 20 年度以前に入学した奨学生の奨学金返還債務が全てなくなった時に廃止されるものとする。

(附則)

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 22 年度の入学者から適用する。

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

日本赤十字社福島県支部奨学金貸与規程細則

日本赤十字社福島県支部奨学金貸与規程(以下「規程」という。)に基づき、次の通り必要事項について細則を定める。

(貸与申請の期限)

第1条 規程第6条で定める奨学金貸与申請書(様式1)の提出期限は、奨学金の貸与を開始する年度の6月末日とする。

(奨学生の優先)

第2条 当支部長より推薦され、学校法人日本赤十字学園が設置する看護大学に合格した者は、奨学金の貸与を希望した場合、前項によらず優先して奨学生となることができる。

(連帯保証人)

第3条 規程第8条第2項の連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金返済の責任を果たすことのできる者でなければならない。

- 2 連帯保証人を変更しようとする場合は、本人・保証人住所又は氏名変更届(様式7)によりあらかじめ支部長に届出て、その承認を受けなければならない。
- 3 連帯保証人の氏名や住所等に変更があった場合も同様に、支部長に届出なければならない。

(延滞利息の利率)

第4条 規程第12条第2項の延滞利率は、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、年5%の割合で計算した額とする。

(奨学金返済免除の条件)

第5条 規程第13条に定める卒業後における全額返済免除の条件は、次の通りとする。

- (1) 赤十字教育施設を卒業後直ちに看護師、助産師、保健師として福島赤十字病院に就職し、継続して奨学金貸与年数と同一年数を就業した場合。
- (2) 赤十字教育施設を卒業後、奨学生が上級の看護教育施設(支部長が認める修学期間内に修了する施設に限る。)に進学した場合で、当該上級の看護教育施設を卒業後直ちに看護師、助産師、保健師として福島赤十字病院に就職し、継続して奨学金貸与年数と同一年数を就業した場合。
- 2 前項の場合において、卒業時、奨学金返済猶予申請書(様式8)を提出し、継続して就業した期間が奨学金貸与年数と同一年数に達するまでの間は、奨学金の返済を猶予するものとする。
- 3 第1項の場合において、継続して就業した期間が奨学金貸与年数に満たない場合、又は、就職後2年以内に看護師、助産師、保健師のいずれかの資格を取得できなかった場合は、支部長が別途定める返済額及び返済方法により、奨学金の全部又は一部を返済しなければならない。
- 4 産前産後休暇、育児休業、介護休業、私傷病・欠勤等により1ヶ月以上勤務しない期間がある時は、第1項の就業期間から控除する。